

午後 3 時 15 分開議

奥野詠子議員の質問及び答弁

瘡師委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥野委員。あなたの持ち時間は60分であります。

奥野委員 お疲れさまです。

まずは、動物管理センターの整備及び機能強化について伺います。

老朽化が進んでいる本県の動物管理センターについては、昨年7月から「動物管理センターあり方検討会」が開催され、今年2月に報告書がまとめられました。動物愛護管理行政は、近年、個体管理や、処分から共生へとかじが切られ、名称も全国的に「管理センター」から「愛護センター」へと変更されています。

「動物管理センターのあり方検討に関する報告書」を受け、今年度は民間活力導入可能性調査が実施されていますが、施設整備や機能の見直しに伴い、どのようなコンセプトを掲げるのか、また社会情勢を踏まえた本県における動物行政の役割について、厚生部長に伺います。

有賀厚生部長 近年の動物愛護思想の高まりにより、全国的にも殺処分頭数は大きく減少しており、動物管理センターに求められる役割も保護管理から犬猫の譲渡事業や飼い主への適正飼養の周知など、動物愛護へと変化しているということは御紹介いただいたとおりでございます。

こうした状況を踏まえまして、本年2月に公表いたしました「富山県動物管理センターのあり方検討に関する報告書」において、新たな動物管理センターが、人と動物の共生を推進する拠点施設とし

て求められる役割や機能を5つの柱に分け、必要な取組や施設設備について整理いたしました。

具体的には、第1に「動物の命をつなぐ」、すなわち収容機能を拡充し、適正譲渡を推進すること。第2に「人と動物の共生に向けた情報発信」、動物愛護教育を実施し、適正飼養、普及啓発を強化すること。第3に「ボランティアの育成・活性化」、第4に「ペットの災害対策」、第5に「動物取扱業や飼養者等への指導・監督」の5つを柱としたコンセプトとなっております。

そして、新たな動物管理センターがこれらの役割や機能を果たす施設となるためには、動物愛護思想の普及啓発を推進することが重要であると考えており、譲渡動物と触れ合う場を確保し、社会科見学等にも対応できるようにするなど、動物愛護に関する機能が充実した施設となるように努めてまいります。

奥野委員 本県でもこの動物管理センターは、もともとは野犬処分センターとして開設された経緯があります。いまだに殺処分施設のイメージが強い方もいらっしゃると思います。

今回の整備に当たりまして、今ほど部長から御紹介いただいたような、こういう共生を目指した触れ合い施設として誕生させるためにも、これまでの近寄りがたいイメージを刷新し、やはり人と動物が豊かに共生する地域の象徴となるような施設を目指していただきたいと思います。そのために質問を続けていきたいと思います。

動物愛護管理行政の内容は、今も少し柱として御紹介いただきましたけれども、細かくは動物の保護や引取り、保護期間を過ぎた犬猫の飼育管理や譲渡、殺処分、また愛護イベントの実施、飼い方の指導・相談、それから迷子の返還や苦情対応、さらには動物取扱業

者の登録・監視、犬の登録や鑑札、注射済み票の交付と多岐にわたっています。

本県では、富山市を除く範囲を、現在の動物管理センターを拠点に厚生センターの本所、支所合わせて8か所で分担しています。富山市は中核市ですので、富山市保健所が行っています。

あり方検討会では、これらの業務の集約化による効率化や飼育管理の質向上について議論がありましたが、報告書には詳細な業務分担の見直しや富山市保健所との業務集約化については、記載がされませんでした。

私は県と市が協力をして、動物行政を一体的に進めていくべきと考えています。

特に保護動物は、保護された厚生センターの本所、もしくは支所で大体1週間程度を過ごし、その間に飼い主が見つからなければ、動物管理センターへ移送、そこでけがや病気の治療であったり、順化、順化とは譲渡に向けて人に慣れさせたり、しつけし直すということになります。富山市は保健所でこの一連のことを行っているということです。

現在、保護から大体1週間程度、それからまたそれ以降と2段階に分けて、県内10か所で保護・飼育施設が設けられていますが、厚生センターの犬舎も老朽化してしまっていて、エアコンどころか窓がないところもあります。猫のスペースも著しく不足をしています。実際、受入れ環境としては適切ではないとして、ほとんど活用せずに、ボランティアが引き受けている場合もあると聞いています。

動物管理センターの整備で、この保護飼育スペースを集約すれば、

厚生センターの本所や支所のスペースを再整備する必要はなくなり
ますし、世話をする人員も減らすことができます。

さらに富山市と連携をし、富山市保健所も合わせて業務を集約化
できれば、このコンパクトな富山県ですから、ともすれば、二重行
政とも取られかねないような業務を解消して、全ての県民に質の高
いサービスが提供できるだけでなく、財政的にも大きなメリットが
生じると考えますが、知事に所見を伺います。

新田知事 動物愛護管理業務については、まず1番として犬の抑留、
狂犬病発生時の対応。2番として、犬猫の引取り、譲渡、負傷動物
の収容など。3番として、動物取扱業の登録、指導、勧告命令。4
番として、生活環境の保全に係る指導、勧告命令などがあって、県
と保健所設置市である富山市が、法令や条例に基づき、それぞれの
所管区域で業務を行っているところです。

これらの業務を集約化することについて、富山市にも参画してい
ただいた「動物管理センターあり方検討会」においては、保護動物
の譲渡や「ふれあい教室」などの普及啓発イベントなど、動物愛護
に関する事業については、人と動物の共生する社会の実現に向けて
富山市とも密に連携をし、関係団体や県民の皆様と一体になって動
物愛護の推進を図ることが重要であることから、可能な限り富山市
保健所と連携し、協働で取り組んでいくこととなっています。

一方で、動物の保護・引取り、苦情処理などの動物保護管理業務
は、窓口の減少により、身近なところに窓口がなかなかないという
近接性の低下を招き、動物の保護やかみつき事件事故などの緊急性
の高い業務への対応が難しくなることも予想されることから、住民
に身近な場所で行うことが望ましいという指摘もありました。

富山市とどのように業務集約化するか、調整をしているところでありまして、この協議が整えば適切に対応したいと考えています。

奥野委員 私もこの富山市との連携については、藤井富山市長であったり、富山市の古西保健部長ともお話をしているところでもあります。

特に富山市との業務集約化といいますのは、確かに何を集約化するかというところがポイントだと思います。ただし、私も今申し上げましたとおり、結局このコンパクトな富山県において、それこそ中核市の自治事務となっているものであっても、本当にこの立地も含めてばらばらにやるのが適当なのかどうか。現状についてどう考えていらっしゃるのか、改めて知事の御意見を伺いたいと思います。

新田知事 先ほど言いましたように、この仕事はかなり重なるところがどうか、基本的に重なっているわけですから、県のセンターと富山市保健所とかなりのことは集約できるのではないかと考えています。そういう方向で富山市とも今、調整を進めているところです。

奥野委員 ありがとうございます。

今の御答弁からいくと、イベントだけではなくて、その他の例えば私が今ほど御紹介をした保護であったり、こういうところについても集約化をし、このセンターの整備についても一緒に行っていく方向で調整をしていると受け取ってよろしいでしょうか。

新田知事 はい。その方向だということ。

奥野委員 ありがとうございます。

県と富山市が組織の垣根を越えて、こういう箱を必要とするような恒常的業務で集約化を目指していくということは、多分初めてのケースなのではないかと思えます。これは新田知事と藤井市長、いろんところで意見交換ができる間柄だからこそ実現した、そうい

う快挙なんだと思っています。

内閣府は今年3月、PPP／PFI推進アクションプランを改定し、県と市の類似施設や共通業務の統合、それから自治体間の連携による業務の効率化や補完を推進するために、新たな枠組みである分野横断型・広域型PPP／PFIを発表しました。先日内閣府の担当者から私も直接、説明を受けてきたところです。

県と市の連携が今調整中ということでしたけれども、この後、この枠組みを活用して整備を進めることができたとしたら、この枠組みを活用した全国初のモデルになる可能性もあります。

国はこれまで様々な分野で業務の広域化や都道府県と市町村間の業務集約、また連携強化を促してきましたが、特に都道府県と市町村の業務集約化については、建設費や運営費の財政的負担、また役所間の文化や立場の違いなどから、調整に相当な労力がかかる割に、国からの財政的な支援、インセンティブがないために議論が進んでこなかったというのが現実だと思います。

内閣府の担当の方には、県と市それぞれにメリットが生じるように、予算的なインセンティブを設けてほしいと強く要望したところです。感触は、かなり前向きな回答をいただきました。

ぜひ、分野横断型・広域型PPP／PFIを活用した第1号モデルとなるように取組を加速させ、藤井市長や国会議員と連携をして国へも支援を働きかけるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

新田知事 その前に現状をちょっと説明しますが、新たな動物管理センターについては、現在、民間活力導入可能性調査を行っています。利用者の利便性の確保や敷地の活性化の観点から、敷地内への収益施設の誘導の可能性のほか、また隣接する常願寺川公園でPark

－ P F I をしようということになっておりますが、そこの連携可能性も含めて幅広く検討しております。その調査結果を基に、最適な事業方式を選定することになります。

委員から御紹介がありました分野横断型・広域型の P P P / P F I についてですが、一層の歳出の効率化、不足する自治体職員の補完、民間事業者の参入促進などの観点から促進することとされており、国のほうでメリット、課題、対応策を整理した手引や今後の推進施策など詳細を検討されていると聞いております。

この手引が出ましたら、今おっしゃったように、国会の先生とも連携をして、さらなる情報収集に努めまして、ある意味では先進的なモデルを目指して対応してまいりたいと思います。

この件も含めて、私はこれまで官民連携ということ強く言ってきましたが、また官官で連携していくこと、こんなケースもつくってあげればと考えております。

奥野委員 ぜひお願いしたいと思います。今ほど知事からも御説明いただきましたけれども、現在も民間活力導入可能性調査を行っているわけでありまして、そこにプラスして、何だか我が県がこれから取り組もうとしているのにまさに合致するような、新しいメニューが誕生したということでもありますので、これはもちろん今の調査の延長線上に重ねてインセンティブを設けてもらい、利用しやすいような、そういう制度を使っていってはどうかという意味でありますので、御理解をいただきたいと思います。

特に今回は今の仕組み、この動物管理センターの整備の項目の中で触れましたけど、コンパクトな本県では、動物管理センターに限らず、様々な分野で市町村との公共施設の集約化というのが期待で

きるのではないかと考えています。

ですので、国の新しい仕組みを活用して、投資効果を最大化するという事は県民にとっても大きなプラスになりますので、ぜひひとつ大きな成功例をつくっていただきたいなという思いであります。

さて、他県のセンターでは、動物愛護やペット防災の拠点にとどまらず、興味深い取組をしています。

幾つか動物愛護センターを視察した中でも印象に残ったのが長野県です。長野県動物愛護センター、通称ハローアニマルは、動物との触れ合い事業として、福祉分野や教育分野と連携した動物介在活動に力を入れています。

例えば、保護された犬の中から職員犬として仕事をしている子がいます。職員犬は適性——その子の性格なども含めて——ごとに、この子は子供向け、この子は高齢者向けなどと担当が決められ、学校や福祉施設への訪問活動、また教育活動の一環としてセンターを訪れる児童生徒の受入れの際に活躍しています。余談ですが、この職員犬たちは写真入りの名刺をつくってもらっていました。

また、ハローアニマルは週に1度、不登校児童生徒の受入れも行っており、動物のお世話や施設のお手伝いを通して、ゆっくりと社会とのつながりや他者との関わりを構築し直す場として活用をされていました。20年前にハローアニマルを居場所として利用した子供が、今は飼育ボランティアとして関わってくれているんだというエピソードも御紹介をいただいて、とてもこれは心に残っています。

本県でも新たなセンターにおいて、福祉分野や教育分野と連携をし、県民福祉の向上に役立てるべきと考えます。特に不登校児童生徒の受入れは、本県でも実施すべきと考えますが、知事の所見を伺

います。

新田知事 今ほど委員から紹介ありましたハローアニマル、また長野県の阿部知事に伺うことが増えたわけでありますけども、動物との触れ合いを通した「動物介在活動」は、高齢者の情緒の安定や不登校の児童生徒への癒やし、居場所の提供に効果を上げているということで、福祉や教育の向上に意義のある活動の一つであると認識しています。

県内においても複数のボランティア団体が動物に必要な訓練を行った上で、介護施設や障害者支援施設などを訪問し、動物介在活動を行っているほか、動物管理センターにおいても、ボランティア団体と一緒に学校へ出向いて、「ふれあい出前教室」というものを実施しています。

そこで、動物介在活動を行うためには、活動を担当するスタッフに対し、不登校の児童生徒などに適切に接することができるよう研修を行うとともに、活動の対象について理解していただけるよう、受入れ環境を整備する必要があります。

また、活動に適した動物の確保ですが、本県の場合は、多分長野県に比べたら、保護頭数が少ないことになっていると思います。動物管理センターが単独で行うことは難しいかもしれませんので、県内のボランティア団体などとの連携も必要かと考えます。

動物介在活動が県内に広がるように、新しいセンターにおいて県の獣医師会、ボランティア団体、教育福祉の関係機関等と連携をしながら取り組んでいければと考えます。

奥野委員 ちなみに、私もこの長野県のハローアニマルで伺ったところ、こういう職員犬として働いた子たちは、要は一定年数働いた後、

譲渡に出されると、余生は穏やかに過ごしてもらおうと、こういうような循環になっているということも聞いています。

本県では、確かに保護頭数自体が少ないですので、それこそこれは適性を見極めながらということではありますが、新しいセンターでこういう事業が展開できれば、それは県民にとっても大きなプラスになると思います。

また、これからの行政施策というのは所管に関わらず、多分野と連携することで、今回の場合は、新しい動物管理センターと、例えば福祉であったり教育であったりということ連携することで、やはり足し算から掛け算の効果を狙うという効果もあるんだと思います。大変期待をしています。

次に、他県の動物愛護センターでは、今ほど知事の御答弁の中にもありました、獣医師会であったり、NPOと協力しているケースが増えてきています。

厚生環境委員会で視察をした京都動物愛護センターでは、獣医師会と連携をして、動物感染症の検疫事業や保護動物の不妊・去勢手術、また夜間救急診療など、動物医療の充実が図られていました。

現在県内の夜間診療は、県獣医師会に所属をする動物病院が当番制で担っていますが、獣医師以外に動物看護師や事務職員も出勤しなくてはならないということで、限られた病院で回しているために負担が大きいと聞いています。

県獣医師会は、豚熱や鳥インフルエンザ、狂犬病の予防など公衆衛生分野も大きく担っておりますし、安定した運営基盤と施設の確保は急務だと考えています。このセンターの整備に合わせて、他県のように県獣医師会に施設に入ってもらおうということも検討すべき

と思います。

さらに民間のNPOやボランティア団体も、犬猫の譲渡会やしつけ相談など、広く県民ニーズに応じていますし、今ほど知事からの御答弁もいただいたように、いろいろな活動の幅を増やして広げていくためには、より密接な関係を築いていく必要があると思います。

獣医師会やNPOとの連携を強化し、センターで提供するサービスの拡充や質の向上を図ることは、県民のウェルビーイング向上にもつながると考えますが、厚生部長の所見を伺います。

有賀厚生部長 まず、動物夜間診療ですけれども、本県では県獣医師会に所属する動物病院が当番制で実施してくださっているほか、独自に夜間診療を実施していらっしゃる動物病院もございます。

新たな動物管理センターに夜間診療所そのものを設置するということに関しては、県獣医師会のほうからは、担当する開業獣医師が日中の勤務を終えた後にセンターまで移動する必要があるということで、やはり、ちょっとそれは負担が大きいというような意見はいただいております。なので、今の時点で新たなセンターに整備するというのをちょっと難しいのかなとは思っております。

また、保護動物の不妊・去勢手術については、「動物の命をつなぐ」という観点から、譲受け側の経済的負担を軽減することで一頭でも多くの保護動物に譲渡先が見つかるようにするということでは、必要な設備だと思います。その整備を検討しているところであります。

ペット防災の拠点についてですが、災害発生時に求められる動物救護対策として、負傷動物の救護については、被災地に近い動物病院を中心としつつ、獣医師会と連携した対応が想定されます。

放浪動物の保護、収容については、厚生センターや愛護団体等とも連携した対応が想定されます。

また、飼い主からの一時預かりについては、獣医師会や愛護団体、動物取扱い事業者など、民間主体の対応が想定されます。

県といたしましては、新たなセンターが関係機関や団体と役割分担しながら、拠点の機能としてその機能を果たすことができるように、今後整備を進めていく中で関係者と協議の上、必要な機能を整理してまいります。

奥野委員 ぜひいろんなケースを想定して検討を進めていただきたいと思います。

この夜間診療一つにしても、今の業態も負担が大きいところもあるし、本当に1か所に全部集約をして、ほかを全部やめるとなると、これもまた負担が大きい部分が出てくるのは当然のことでありまして、ただ先ほど申し上げたような獣医師や動物看護師や事務職員まで全部フルセットで用意しないと、ここには協力できないよと言っている方もいらっしゃるので、例えば自分の体一つで、ほかの会計処理とか、そういうのはその日の夜にやらなくていいよみたいな話が出てくると、それだったら、ちょっと自分のところ一つではなかなか協力できないけど、やる幅が出てくるのかなとか、そういう方もいらっしゃるやに聞いております。検討していただきたいと思います。

余談ですけれども、こういう獣医師会やNPO等との連携、今申し上げた範囲以外でも、例えば京都動物愛護センターでは、愛称は動物愛ランド・京都になっていて、動物愛ランドの愛は漢字の愛を充てるというようなかわいらしい名称を使っておりますけど、ここ

は犬と猫のキャラクターを採用して、子供向けの教材に活用されています。

また、そのキャラクターのLINEスタンプを販売していて、その収益は動物愛護センターの事業費に充てられている、こういう取組もされています。ちなみに、私もそのスタンプを購入して愛用しています。

本県でも県民の皆さんに親しみを持って気軽に、ちょっとしたことで協力できるよって、こういうような取組、仕組みづくりも大切だと思いますので、そういうところもまた民間の皆さんといろいろな協議をしていただければと思います。

次に、ペット防災について伺います。

国のガイドラインでは、ペットは飼い主の責任と一緒に避難することとされています。これは飼い主が避難をちゅうちょして逃げ遅れることや、置いてきたペットをまた迎えに行つて、2次被害に遭うという危険を避けるだけでなく、野犬や野猫を生まないための措置でもあります。

元日の能登半島地震の際には、富山市においてペットを連れてきた避難者を受け入れないといったケースや、逆に受け入れた避難所では、職員がほかの避難者からクレームを受けるといったようなケースもありました。

富山市はこれらの事態を受けて、3月に避難所開設運営マニュアルを改訂し、ペットは一般避難者と分けてスペースを設けることと明記をされました。しかしながら、大型動物は受け入れないことというのも同時に明記をされました。はて、大型動物はどこに行くのでしょうか。

この大型動物は、ペットの同行の話なので、馬や牛や、こういう大型ではなくて、例えばゴールデンさんや、ハスキーさん、スタンダードプードルさんなど、大体1メートルぐらいを超えるものを大型の動物、大型のペットとみなしているという説明でした。

避難生活が長期化した場合、国や県はペットの災害物資を避難所に運び入れること、それから県獣医師会は、ペットのいる避難所を巡回することとされていますが、ペットがどこに避難しているのかわからない状況では対応できません。

例えば緊急避難所として指定している最寄りの小中学校の扱いは現行どおりとして、現在3次避難所に指定している県立高校を避難が長期化をする際のペット連れのための指定に置き換えるとか、もしくは公共スポーツ施設等、芝生広場があるような場所は、ペット連れのための指定避難所にするなど、ペット防災について、これまで見落としてきた部分というのをもう一回洗い直して見直すべきと考えます。知事の所見を伺います。

新田知事 災害対策基本法では、避難所は市町村長が指定することとされています。なので、県ではこれまでもペット受入れ時のルールづくりや事前に準備しておく物品など、県の総合防災訓練などの機会を通じて、市町村に対する情報提供と技術的な助言に努めてまいりました。また、本年2月に市町村職員や動物愛護推進員などを対象とした、避難所のシミュレーション訓練を交えたペットの災害対策研修会も開催をいたしました。

ペット同伴避難所については、動物が居住区域に入って生活することから、衛生管理面で施設管理者との細かな協議が必要になりますが、現行の動物同行避難所等運営マニュアルには、ペット同伴避

難所の運営方法について盛り込まれていないので、引き続き市町村からの相談に適切に対応してまいりたいと考えます。

また、市町村においてペット同伴避難所が確保された際には、市町村と連携して具体的なルールづくりやマニュアルの整備に伴走型で取り組んでいきたいと考えます。

今委員からいろいろなアイデアが出ました。あと他県で聞いた例ですが、日頃からペットセンターなどとお話合いをしておいて、例えば郊外のペットセンターですと大きな駐車場も大体あると。なので、そんなことも活用できるのではないかということ。あるいは、ペットホテルなど、そんなこともあるのではないかと思います。

それから、先ほど負傷動物の救護については、厚生部長から答弁しましたが、回診の拠点となる施設についても同様に、被災地に近い動物病院を中心としながら、獣医師会と連携して対応することが現実的であると考えます。

新たなセンターが関係機関や団体と役割分担しながら拠点機能を果たすことができるようにしていきたいと考えます。

奥野委員 先ほどもちょっと申し上げましたが、多分、市町村は市町村でいろいろと今回の地震を受けて、考えなくちゃなと思ってきているんだと思うんですけど、今の富山市の見直しも例に挙げましたけれども、やはり全てを網羅はできないわけです。

特に富山市は、この緊急避難所で50か所、指定していますけど、ここにばらばらにみんな動物を連れてきて、ちょっとスペースを分けましようと言っても、やはり大変ですし、先ほど私が申し上げたように、じゃ、物資を運び入れるとき、全県、どこが避難所になるのかよく分かりませんが、全て回れるのかや、獣医師会の巡回

も全部できるのかという課題もあります。

さらに知事がおっしゃられた民間のいろんな施設とも協力関係を結んでどうかというのは、これは賛成です。いろんなパターンがあると思います。

ただ、大事なことは、結局相談を受けてから、じゃ、県と一緒に考えましょうかというよりも、今回の震災でもう既に課題が結構出てきているので、県から市町村に関して、どちらかといえばプッシュ型で、ここはどうなるかや、広域で考えるべきところはないかなど、こういうのをやっていただきたいわけです。

本県でも犬猫のペットの数というのは、犬猫だけで12歳以下の子供の数を大きく上回ってしまっていて、既に10万頭を優に超えているというような状況にあります。なので、ここをちょっと後回し、放置しておく、もし次、何かあったときに大混乱を引き起こすんじゃないかなど。

今回、富山市は、長く避難所を開設したところはありませんでしたので、さして大きな問題にはなりませんでしたが、やはり動物が苦手な方もいたりとかアレルギーがある方もいて、当然一緒の空間にはいられないよねというケースもあるかと思いますが、やはり事前にルールを明確化していくことが重要だと思います。引き続き、協議をお願いします。

次の項目に移ります。

性暴力被害ワンストップ支援センターとやまの体制強化について伺います。

この通称ワンストップとやまは、議員提案で制定した富山県犯罪被害者等支援条例を元に平成30年3月に設置をしたもので、今年度

7年目を迎えています。

議会で設置について議論していた当初は、被害実態を示す統計が不十分で、必要性についてなかなか理解が得られなかったと記憶をしています。しかし、設置後は予想を大きく上回る相談対応件数となり、昨年度は1,292件に上っています。

その内訳を見ますと、強姦性交等被害の相談対応件数が258件と、前年比1.25倍。強姦わいせつは377件で前年比9.6倍。さらに盗撮等は161件と23倍に急増しています。これはかなり深刻な事態だと受け止めています。

コロナ禍でも相談対応件数は増加傾向にありましたが、昨年度は急増していると見えます。相談内容と相談対応件数が急増した背景についてどのように分析をしているのか、生活環境文化部長に伺います。

竹内生活環境文化部長 令和5年度に性暴力被害ワンストップ支援センターとやまに相談のありました件数は、今ほど御質問にありましたように1,292件で、前年度の726件から566件増加しております。

このうち20歳未満の方の被害に係る相談が780件でございまして、前年度から479件増加しております。相談件数全体における割合が約60%で、前年度から増加した分であれば、約85%を20歳未満の方の被害に係る相談が占めているという状況になっております。

この増加が著しかった20歳未満の方の被害相談をさらに年齢層別に見てみますと、7歳から12歳が379件、これが最多でございまして、以下16歳から17歳が161件、18歳から19歳が130件、13歳から15歳が104件、6歳以下が6件となりますけれども、15歳以下で63%を占めるということですので、20歳未満の中でもさらに比

較的低いといえますか、若い年齢層に係る被害相談が目立つといった結果になっております。

年齢層と被害内容の関係で目立つものについて申し上げますと、7歳から12歳では強制わいせつが、16歳から17歳では盗撮等の相談件数が目立つ結果となっております。

また、被害者ではなく、実際に相談いただいた方、相談者の年齢を見ますと、30歳代、40歳代の方による相談件数が前年比でどちらも約4倍に増加しております。これは未成年者の保護者からの相談が増えているのではないかと考えているところでございます。

この相談件数が増加傾向にあることや、前年比で増加しました理由につきましては、専用ホームページの開設、SNS広報、巡回パネル展の開催等によりまして、センターの存在が認知されてきたこともあろうかと思えます。

また、令和3年度よりSNS相談を導入しておりますが、こちらが利用しやすいということだと思えますけれども、前年の相談件数149件に比べまして、令和5年度は464件、これを利用いただいたということで、約3倍となるなど利用が進んでいます。

また、こういったことに加えまして、センターの存在等もありまして、性暴力被害に対する理解が進み、子供の性被害に気づいた保護者の皆さん等による相談が増えてきたことも理由としてあるのではないかと考えているところでございます。

奥野委員 センターの役割が大きくなってきているなど感じています。今ほど部長からも御紹介いただきましたが、この被害者を年齢別に見ると、20歳未満の件数が全体の約6割を占めているし、その中でもやはり若年層の急増が目立つということです。これをどうやって

しっかりとケアしていくかというのが大変大きな課題だと思っています。

それで、内閣府の報告書や本県の調査を見ますと、性犯罪、性暴力の多くが顔見知りからの被害であり、10代の被害、今ほど特に我がセンターに寄せられている被害で多いのが10代ということですが、この場合は学校や部活動、また学習塾やアルバイト先での被害が多いと指摘をされています。これは先ほども申し上げましたが、内閣府の報告書等でも、こういうものが挙げられています。

中には、被害者も加害者も同じ学校の生徒だったというようなケースもあります。このときに学校からしたら、被害者も加害者も自分のところの生徒だと思ってしまうでしょう、双方を守ろうと扱ったことによって、被害者側が、犯罪の被害を受けたのに学校の対応が適切ではなかったと言って訴えている、こういう声も聞いています。

性暴力は明らかな犯罪行為です。ですので、これはあえて確認しておきたいと思うんです。性犯罪の被害者並びに加害者の双方が児童生徒であった場合、学校や教育委員会はどのように対応しているのか、教育長に伺います。

広島教育長 県教育委員会では、性暴力被害ワンストップ支援センターとやまが中心となって作成された「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」を県内全学校に配布し、まずこのマニュアルを活用しております。

一つの初期対応ということですが、相談等を受けた教職員が1人で抱え込まず、早期にチームで対応すること。これが基本でございます。

その個々の対応ということですが、取りあえず被害者を把握した

場合、被害を把握した場合には、スクールカウンセラー等と連携して相談支援体制を構築し、当該児童生徒の心のケアに努め、体のケアが必要な場合は保護者と相談の上、医療機関を勧めている。学校では、その当該児童生徒の状況を把握しながら、チームで見守りを続けますとともに、速やかに教育委員会と連携を図る、情報共有を図る。

その次に、被害児童生徒が自ら被害を打ち明けられない場合など、そうした場合は必要に応じて、性暴力被害ワンストップ支援センターとやまとも連携しまして、児童相談所や警察など関係機関につなぐことを検討していくという流れを一つの基本としています。

一方で、学校が加害児童を把握した場合でございますが、被害者の場合と同様、まずはスクールカウンセラーと連携してチームで対応する。それで当該児童生徒の心のケアに留意しつつ、本人の状況やその行為をした要因の理解に心がける。加えて再発防止のため、性に関するルールや知識を伝えたり、自分の行為を振り返らせるなどの指導を行い、見守りを続ける。その上で、教育委員会と情報を共有し、また必要に応じて警察など関係機関へ相談し、協力を得ながら対応する。

基本的にはこのそれぞれ2つの流れになっていると。委員から、同時にこれが2つ発生した場合ということのお話もございました。基本的には別々の対応、その上に校長がいるというようなことになるんだろうと思いますが、それはいろいろなケースが多分あるとは思いますが、基本的にはそれぞれについてケアをしていくというのが学校の立場であろうと考えます。

奥野委員 私は今の教育長の御説明の中に大きく疑問があります。そ

れでいいのかと思っっているところがあります。何かというと、加害者を把握した場合です。

まず、先ほども触れましたけれども、性暴力と言うと何となく丸く、言葉を包んだ形になりますけど、これは性犯罪です。ですので、今ほど、まずスクールカウンセラーへ。被害のあった子も同様ですけれども、スクールカウンセラーへ。どういう背景があるのかとか、状況がどうなのかというのを学校で、チームで把握するんだというお話であります。

種類もあると思うんですよ。その性犯罪の種類も。けれども、加害をした生徒が目の前にいるのに、まず学校の調査。本当だろうか。私はまず、警察じゃないのと思っています。

先ほども申し上げましたけど、被害者側から、加害者への対応は本当にそれでいいのという声があるわけですよ。それで、私はあと何でこういう対応になっているのかということなども調べていくと、学校から警察に連絡する場合、今ほど教育長からもありました。まずは学校で、チームで対応して、必要に応じて警察へということでした。必要に応じて。これの根拠は多分、「児童生徒健全育成連絡制度」というものにあるんだと思います。学校と警察で制定をしていて、その中に校長が警察との連携を認める事案については、警察に連絡する旨の運用と書かれています。内容は承知しています。

ただ、先ほど生活環境文化部長からもございましたけれども、特に昨年、相談対応件数が急増した盗撮被害なんかは、これは盗撮映像がSNS等で拡散をされるという2次被害が全国的に大きな問題になっています。

この拡散防止、拡散被害の防止というのは一刻を争うわけですよ

ね。今みんなスマホを持っていますから、ピコっとやるだけで、もうどこにでも、どこに画像が、映像が流れちゃうか分からない。

私はこういう犯罪行為を認知したら、スクールカウンセラーと学校、チーム学校が事態をいろいろ詳細把握して、校長が判断する、実態把握について、校内調査と対応を検討するみたいな、こんな時間的余裕は本当にあるのかしらと思います。

そしてもう一つ、私がまず警察じゃないのと申し上げる根拠は刑事訴訟法です。犯罪を認知した公務員は告発義務が課せられています。

しかし、残念ながら、今の教育長の御答弁では、被害者の心情に寄り添うとか被害者のケアをするという意味では、それはいいかもしれないですけど、加害者が同じ学校にいた場合とか、加害者を見つけた場合、この対応はふさわしくないと思います。

やはりこれは、もしかしたらいじめも一緒なのかなと思っているんですけど、学校は現場で解決を図ろうとまず動く。プライバシーを理由に、情報の共有であったり、報告内容を限定して、迅速な措置が取られていない事例、これを私は聞いています。学校からの性犯罪に関する通報状況、これはどれぐらいあるのかということ警察本部長に伺いたいと思います。

石井警察本部長 学校からの、先ほど御指摘のあった「児童生徒健全育成連絡制度」に基づく情報共有というのは、日々各地で行っておりますので、全て把握しているわけではないんですけども、令和5年に警察で検挙した児童生徒が被害者となる性犯罪、これは児童ポルノ法とか青少年健全育成条例違反等も含んでおりますけれども、55件ございしますが、このうち学校からの連絡で警察が事案を把握し

たものについては3件と承知しております。ちなみに、学校からの通報以外では、被害を受けた児童生徒御本人からの通報が15件、保護者からの通報が11件となっております。

奥野委員 ありがとうございます。

当然、本人や保護者が、これはすぐ警察に届け出ないと言って迅速な行動をされるのは当然のことだと思います。ただ一方で、時系列的に、同時に学校が把握しているケースもあると思うんですね。

それで、別に本人から連絡する、学校から連絡する、別に両方あったっていいわけです。ですけど、学校からは3件しかないというのは、やはりこの事態の発生から鑑みると、著しく少ないのではないかと思います。本当にこの制度の趣旨や法律の趣旨、学校側や現場の教職員の方は理解しているのだろうかという疑問に思います。

やはり今ほど本部長からも御答弁いただきましたが、あとは先ほど私が御紹介したような盗撮被害とかも踏まえると、これは犯罪行為なので、速やかに通報すべきものでありますし、こういう性犯罪はそもそももう親告罪ではなくなりましたので、認知した瞬間から、知った人は責任が生じるわけです。

教育委員会と県警察には、今こういう状況にあるんだということを踏まえて、私はもっとうる性犯罪の問題、児童生徒が関わっているような問題についてはアンテナを高く、そして知識をしっかりと身につけていただきたいと思います。

特に性犯罪については、もう何度も繰り返していますが、動画の拡散等の2次被害も全国的に相次いでいると指摘をされていますので、学校だけで対応するのではなくて、学校で背景の把握とか言

っていないで、初動から警察が積極的に介入すべきと考えます。警察本部長の所見を伺います。

石井警察本部長 刑法も改正されまして、不同意性交、不同意わいせつ、要件も広がりましたし、性的肢体等撮影の処罰法もできましたので、そういったところもあって相談が増えているというところもあるのかなとは思っております。

そういう意味で、警察としてもしっかりと被害者に寄り添う対応をしていきたいと思っておりますが、一般論として言えば、犯罪については、時間が経過するほど証拠が散逸して捜査が難航しますし、被害が拡大するおそれもありますので、学校における犯罪については、事件捜査の観点のもとより、被害を受けた児童生徒に対する支援の観点からも、警察へ早めに、早期通報していただくことが重要であると考えております。

特に委員も御指摘のとおり、最近はそういった性的な肢体とか姿の画像を撮って拡散するような事案もございます。我々はそういった事案に対応した経験もありますので、連絡をいただければ、連携してしっかり対応したいと思っております。

他方、性被害については、これはもう言うまでもないことですが、極めてセンシティブな問題であって、被害者の方が事件化を望まないという場合も多いですので、被害者や保護者の御意向を十分踏まえる、その上で対応することが極めて重要であると認識しております。被害者、保護者の御意向の確認や支援の在り方、捜査上の必要性などを考慮して、個別の事案ごとに適切に対応することが一番重要だなと思っております。

したがって、学校との連携につきましては、例えば個人情報の保

護に配慮しなきゃいけないのは当然なんですけれども、適切な連携が図られた事例の共有、加害者と被害者双方が同じ学校の事例で適切に連携された例もありますので、こういった例を共有したりとかですね。あとちょっと気をつけたほうがいいなと思うのは、例えば監護者による性犯罪とか保護者の適切な対応が期待できない場合ですね。こういった場合にどう対応するかの検討など、事案ごとに適切な対応が取られるよう、ふだんから警察と学校で緊密に意思疎通を図ることが重要と考えております。

警察といたしましては、引き続き学校警察連絡協議会や校長会などの機会に犯罪認知時における警察への適切な通報について、情報共有や説明を行ってまいりたいと考えております。

奥野委員 今、本部長からも御答弁の中にありました。非常にデリケートな問題です。当然被害者の心情に配慮する必要があります。事件化したくないという方もいらっしゃると思います。

ただし、私はそれを判断するのが学校で、学校の先生なのかというところに疑問があるわけです。やはりそこは、私は最初に警察がこういう犯罪を認知したから、じゃ、被害者の意向は無視しますなんていうことはないと思うんですよね。

そこをしっかりと、第三者的な機関、加害者にも被害者にも直接的な関係がないようなところが冷静に対処する、判断するべきだと思いますので、ぜひとも学校現場にはこういう問題にどう対処すべきかというのを引き続き周知をお願いしたいと思いますし、その活動のサポートは、ぜひとも警察をお願いしたいと思います。

これらの性暴力被害等を扱うワンストップとやまのほうにちょっと戻りますけれども、支援内容の中には同行支援というものがあり

ます。

これは被害直後の医療機関や警察への付添いを行ったり、弁護士への相談や裁判のサポートを目的とするものです。同行支援の実施件数は、平成30年度は21件だったものが、昨年度は106件、5倍に増加しています。

これはワンストップとやまが周知をされて、先ほど部長からも御答弁ありましたけれども、いろんな人がつながれるようになったということもあろうかと思いますが、被害直後72時間以内の相談対応件数が増加しているためではないかと思っています。参考までに、初年度、72時間以内の相談対応というのは38件でしたが、昨年度は234件と大幅に増加をしています。

被害直後の支援は意義が大きい一方で、同行支援は被害者や関係機関の都合で動くこととなりますので、一貫して対応できるように、常勤職員でなければ担当できません。また、被害者の面接もその性質上、資格を持っている常勤職員が担っているということです。

ワンストップとやまは、今ほどこの一連で触れましたように、相談対応件数が激増していて、大変な人手不足です。職員の増加が急務と考えますけれども、この業務、増加しているものを鑑みますと非常勤ではなくて常勤で増やす必要があると思います。生活環境文化部長の所見を伺います。

竹内生活環境文化部長 性暴力被害ワンストップ支援センターとやまでは、被害者やその保護者だけで医療機関、警察等へ行き、被害状況を説明することが困難な場合には今、委員から御紹介いただきましたけれども、職員が付添い、被害者に代わって事情を説明するなど同行支援を行っており、令和5年度の同行支援の件数は、これも

御紹介いただきましたが、106件、前年度の93件から13件増加し、近年増加傾向にあります。

現在、同センターには常勤3名、非常勤5名の計8名の職員が在籍いたしておりまして、平日の日中は常勤3名、非常勤1名の4名体制で支援を行っております。また、夜間や休日などの時間帯は、時間外の電話相談対応を委託している事業者と連絡体制を取っておりますが、緊急の対応が必要な場合には、同センターの常勤職員が同行支援をしております。

センターへの相談のうち、被害に遭ってから72時間以内にされた相談の件数が令和5年度は234件と、前年度の139件に比べ95件増加するなど、相談までの経過時間が短くなる傾向にあり、これは医療機関等への早急な対応が求められるケースが増えております。

加えて、近年増加傾向にある同行支援業務は、他の業務に比べまして、その対応に必要な時間が長いということがありまして、従来より職員の負担が増える傾向にあるものと考えております。

今後、相談対応件数や相談内容、そしてそれらの変化と申しますか、年次の傾向も踏まえまして、同センターの業務が円滑に実施できる体制について、同センターの運営委託先であります団体とも協議するなどし、検討してまいります。

奥野委員 協議ではありますが、明らかに今、業務が過密化しています。速やかに常勤増加というのを検討願います。

最後に、県庁職員の地域貢献活動休暇の創設について伺います。

地域活動に係る特別休暇の創設につきましては、令和4年の11月定例会でも提案しました。その後、昨年12月に総務省が地方公務員の特別休暇として、この地域貢献活動休暇を創設できる旨の通知を

発出しましたので、改めて伺います。

当時、こういう担い手不足が顕著な地域活動以外にも、例えば短期間、季節限定的な、農作業の手伝いとか、広く活用できる特別休暇の創設を求めました。その際は、特別休暇の給与分と、この地域貢献活動である報酬が二重取りになるのではないかといった懸念事項を整理したいという旨の答弁だったと思います。

その後、総務省から公に対する貢献性や休暇を取る妥当性が認められて、議会の審議を経て住民の理解を得ることを条件に創設していいよという一定の見解が出されました。

鳥取県では、既に懸念事項を整理して、この地域貢献活動休暇、ふるさと応援休暇を創設済み、昨年から運用しています。鳥取の場合は有償無償問わず、有償の場合は届出すればいいよと言われていきます。

速やかに本県でもこの特別休暇を創設すべきと思います。知事の所見を伺います。

瘡師委員長 時間がなくなっておりますので、簡潔にお願いします。

新田知事 「地域貢献活動休暇」については、奥野委員をはじめ、これまで議会場で提案をいただいております。職員が社会貢献活動に参画しやすい環境づくりを検討してきました。12月の総務省通知も承知をしております。

県庁職員の地域活動などへの積極的な参加は、人口減少社会において持続可能な地域や社会づくりの一助となり、また県庁職員の人材育成の観点からも、それがまた公務にもいい影響があるというものだとは認識しています。

人口未来構想本部では、「人口減少を抑制する対策」に加えて、

人口減少下における地域コミュニティーの維持活性化など、「人口減少下においても社会を維持していくための対策」についても議論しますが、有給の特別休暇として地域貢献活動休暇を導入し、地域の担い手として活躍してもらうことを前提に、対象とする地域貢献活動や報酬の取扱いなどを具体的に整理し、県民や職員の理解と納得が得られる制度となるよう検討を進めたいと思います。

瘡師委員長 奥野委員の質疑は以上で終了しました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

なお、6月25日の予算特別委員会は、午前10時から開会いたしますので、定刻までに御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時16分散会